

## 役員日当等の支給規程

(役員出席日当)

第 1条 社会福祉法人赤崎愛児会役員会に出席した場合、日当を支給する。

ただし、施設会計、運用収入を支給源とし、その範囲内を限度とする。3,000円を支給する。監事が監査を行うために出席した場合もこれに準ずる。

また、赤崎保育園の建設に関して会議や相談会などに出席した場合もこれに準ずる。

(旅 費)

第 2条 社会福祉法人赤崎愛児会役員がその業務のための出張については、「旅費規定」で定める。ただし、施設会計、運用収入を支給源としその範囲内を限度とする。

第 3条 この規定は、平成 8 年 8 月 1 日より施行する。

ただし、現行支給困難となった場合は理事会で審議し、その解決をみることとする。

附 則

1. この一部改正は、平成15年10月1日から実施する。
2. この一部改正は、平成16年8月1日から実施する。
3. この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。